



平成24年2月2日

会社名 三菱電機株式会社  
代表者名 執行役社長 山西 健一郎  
(コード番 6503 東証第一部)  
問合せ先 広報部長 地曳 克二  
(TEL 03-3218-2332)

### 改正法人税法等に係る税金費用の計上に関するお知らせ

平成23年12月に改正法人税法及び復興財源確保法が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度に適用される法人税率が引下げられることから、当社は、平成24年3月期第3四半期累計期間(平成23年4月1日～平成23年12月31日)におきまして、平成24年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び負債の算定に適用する実効税率を見直し、この評価替えに係る税金費用320億円を、連結損益計算書の法人税等に計上いたしますのでお知らせいたします。

なお、この影響を含む当社の平成24年3月期の連結業績見通しにつきましては、「平成24年3月期第3四半期決算短信〔米国基準〕(連結)」にて、本日公表しております。

(注) 改正法人税法は「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第114号)」、復興財源確保法は「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)」が正式名称です。

以上